



第4章 都市づくりの進め方

第1節 多様な主体との連携による都市づくりの推進

第2節 計画の進行管理と見直し

第1節

多様な主体との連携による都市づくりの推進

本マスタープランに基づき都市づくりを進めるには、各町内会をはじめ民間事業者・大学等の研究機関・金融機関・NPO法人など多様な主体の参画が必要です。それぞれの役割と特長を活かしながら、「協働」のもとでより一層都市の魅力を高めていきます。

1 本マスタープランに沿ったまちづくり

- 道路・交通、公園、供給処理施設等の分野別の計画づくりや具体的な取組の実施については、本マスタープランの基本方針に沿って進めます。
- 広域的な都市計画に影響を与える市町村間の調整事項については、本マスタープランに沿った考え方にに基づき連携・調整を図ります。

2 適時・適切な都市計画の決定・変更

- 将来都市像の実現に向けた都市計画や各種規制の決定・変更にあたっては、事業の必要性や緊急性などを判断しながら、適時・適切に実施します。
- 都市計画は、土地や建物に関わる私権の制限に直接つながることから、その決定又は変更に際しては、市民へのわかりやすさとともに手続きの透明性の確保に十分配慮します。

3 都市づくりの推進体制の充実

- まちづくりを担う組織づくりを進めるため、市では、「まちづくりセミナー」や「出前講座」、専門家・アドバイザーの派遣など、必要な情報やノウハウの提供を行います。
- 都市施設の整備、維持管理にあたっては、PPP/PFI事業など、民間事業者のノウハウを活かすことを基本とします。さらに、国の制度等を活用し、都市再生整備推進法人などが主体的に取り組むまちづくり活動に対し、その支援策を検討します。

4 まちづくりに関する情報提供と見える化

- 都市計画基礎調査をはじめ、まちづくりに関する各種公表データについては、可能な限りオープンデータ化を進めます。
- 土地利用規制や都市計画情報については、市ホームページ等を活用しながら、わかりやすく利用しやすい環境づくりと情報の見える化に努めます。

5 住民による自主的なまちのルールづくり

- 市では、都市計画の決定又は変更を地域自らが提案できる「都市計画提案制度」の活用に向けた取組を支援します。
- 地区計画や景観形成地区の指定など、住民が自主的なまちづくりを進めるため、地区の将来を話し合い、具体的なルールづくりや合意形成を図る取組を支援します。

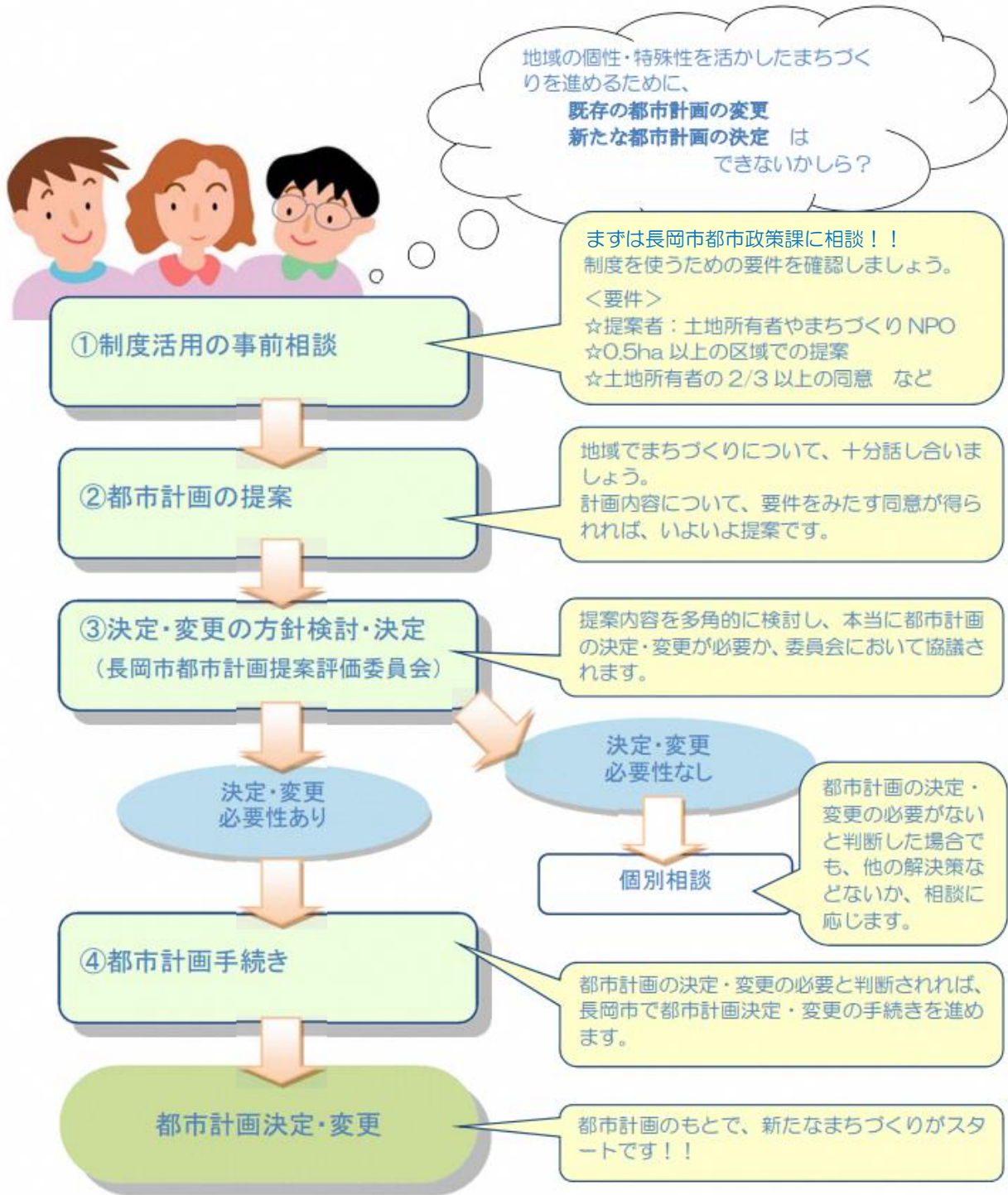


図 4-1-1 <<都市計画提案制度の流れ>>

第2節

計画の進行管理と見直し

都市・まちは成熟期を迎えました。これからは住民が主体となり、ニーズに合った「まち」を時間をかけて「育てる」時代です。よって、本マスタープランに掲げた方針・取組についても、事業期間が長期にわたるものや民間活力を誘導することで、少しずつ進むものが数多くあり、短期間で成果をあげることは難しい面があります。

計画期間中の社会情勢やまちの変化を適切に把握しながら、中長期的な視点に立ち、本マスタープランの着実な実現を目指します。

1 まちの状況の把握

- 本市では、新潟県と協力しながら概ね5年ごとに「都市計画基礎調査」を実施しています。今後もこの調査を継続し、個別分野の計画の進捗も組み合わせながらまちの状況把握に努めます。
- 「長岡市立地適正化計画」では、居住誘導区域、都市機能誘導区域以外の開発や立地動向を把握することを目的とした届出制度があります。今後も届出時の確認・相談や人口密度、都市機能の立地状況の調査を通じ、特に市街化区域内の状況についてきめ細かな把握に努めます。

2 PDCA サイクルによる計画の見直し

- 上位計画との整合や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画の中間見直しを行い、概ね10年後に計画全体の見直しを行います。
- 見直しにあたっては、専門的な知識や客観的な観点から提案を受ける場として、学識経験者や関係団体からなる外部委員会の設置を検討します。

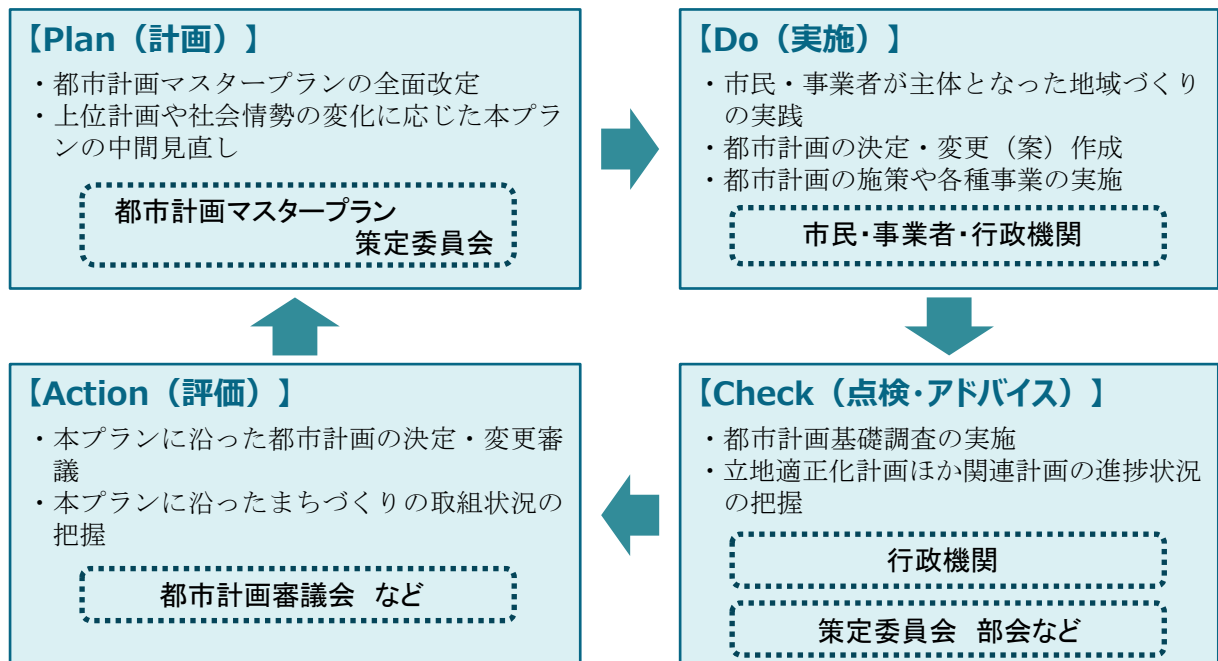


図 4-2-1 <<進行管理の流れ (PDCA サイクル)>>

《「都市計画基礎調査」の概要》

表 4-2-1 《「都市計画基礎調査」の概要》

区分	分類	調査内容	調査に基づき把握できるもの
都市の活力を把握するもの	人口・住宅	人口総数及び増減数	・人口の増減・推移の把握
		人口の流出・流入状況	・都市の流動人口の把握
		地区別人口・世帯	・各地域の定住状況の把握
		年齢別・性別人口	・超高齢社会の進行状況の把握
	産業	産業分類別就業者数	・産業構造の把握
		事業所・従業者・売上金額等	・都市の産業活動状況の把握
		大規模小売店舗の状況	・主要な商業集積及び分布の把握
買物利用動向		・買物場所や利便性の把握	
都市機能の集積を把握するもの	土地利用	市街地の人口と面積	・市街地の広がり、人口密度の把握
		土地利用現況	・都市機能の集積、市街地の状況の把握
		宅地開発状況	・市街地整備、市街地化の動向の把握
		農地転用状況	・農地の転用状況の把握
		法適用状況	・土地利用の規制状況の把握
	建物	建物の用途現況	・都市機能の集積、建物の用途現況の把握
都市基盤の整備状況を把握するもの	生活基盤等の整備	公共公益施設等分布状況	・市民生活を支える施設の立地状況の把握
		都市施設整備状況	・道路、公園、下水道など基盤となる施設の整備状況の把握

《長岡市立地適正化計画の目標値(抜粋)》

1) 居住誘導に係る目標値

2020年度及び2025年度の時点に、次のとおり、行政区域人口に対するまちなか居住区域の人口割合とまちなか居住区域の人口密度の確保を目指します。

表 4-2-2 《居住誘導に係る目標値》

基準年度	評価年度	【評価指標】	
		行政区域人口に対するまちなか居住区域の人口割合(A)	まちなか居住区域の人口密度(B)
2010年度		49.2%	50.75人/ha
2020年度	中間評価年度	51.2%	49.50人/ha
2025年度	評価年度	52.5%	48.74人/ha

2) 都市機能誘導に係る目標値

2020年度及び2025年度の時点に、現在立地している機能を維持しつつ、新たに3機能の誘導を目指します。

表 4-2-3 《都市機能誘導に係る目標値》

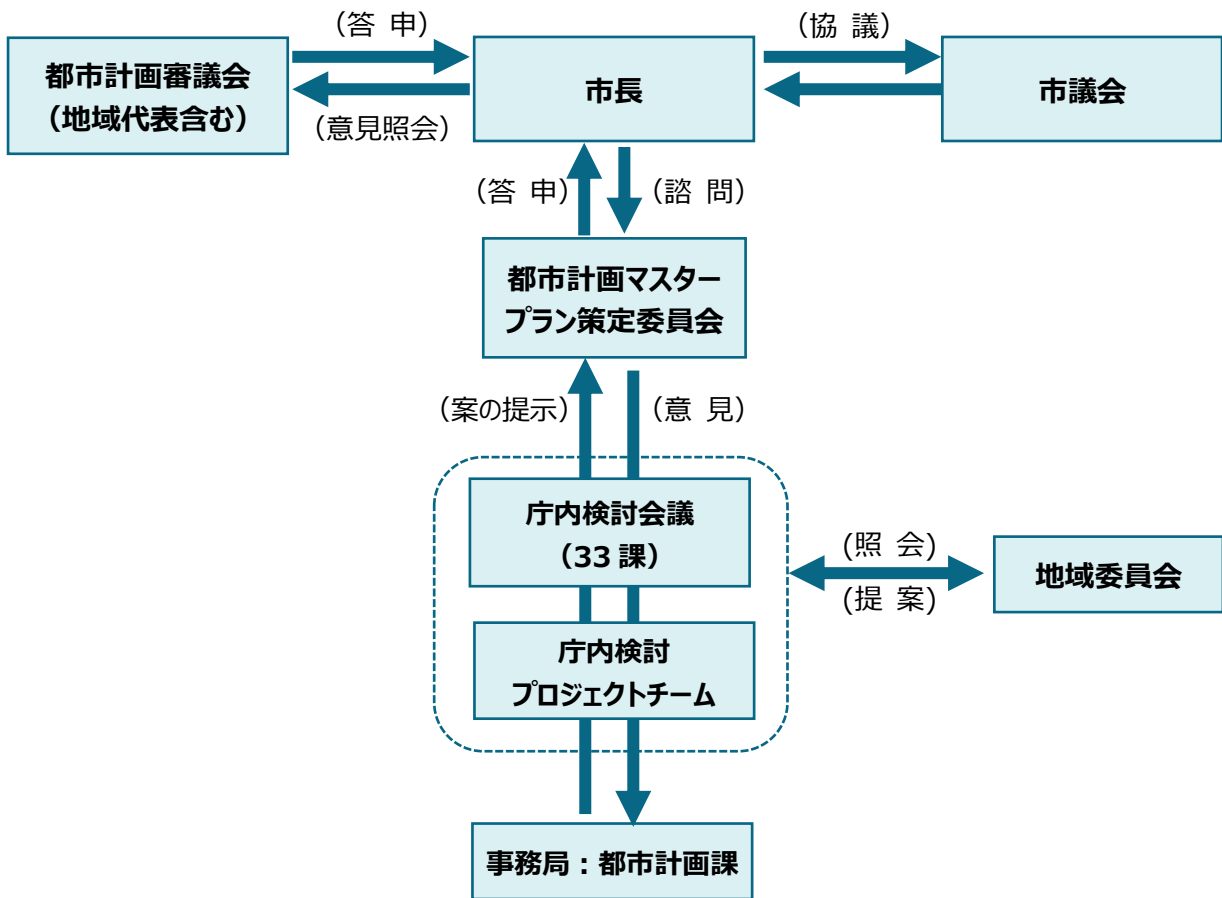
基準年度	評価年度	【評価指標】 誘導施設の立地数	
		維持する誘導施設	新たに誘導する施設
2016年度		立地している誘導施設	67機能
2020年度	中間評価年度	維持する誘導施設 新たに誘導する施設	67機能 (±0) 3機能 (+3)
2025年度	評価年度	維持する誘導施設 新たに誘導する施設	70機能 (±0) 3機能 (+3)



資料編

- 1 検討体制
- 2 長岡市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例
- 3 長岡市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿
- 4 策定経過
- 5 用語解説

1 検討体制



2 長岡市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例

平成 31 年 3 月 29 日
条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 本市に、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項に規定する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に関し、課題の研究及び検討を行い、素案を作成するため、市長の附属機関として長岡市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する 15 人以内の委員で組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から本市が都市計画マスタープランを公表した日までとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議に出席することができない委員のうち、関係行政機関の職員である委員については、当該行政機関における当該委員の職務を代理し、又は補佐する者を当該委員の代理として出席させることができる。
- 6 委員長は、会議の議事の審議検討に関し、特に意見を聴く必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、本市が都市計画マスタープランを公表した日限り、その効力を失う。

(最初の会議の特例)

- 3 この条例の施行後最初の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 長岡市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏名	所属団体等	備考
◎中出 文平	長岡技術科学大学 副学長	
佐野 可寸志	長岡技術科学大学 教授	
福本 壘	長岡造形大学 助教	
鯉江 康正	長岡大学 副学長	
西脇 美智子 (並木 純子)	長岡商工会議所女性会 会長	2020.4.1～ (2019.5.24～2020.3.31)
高橋 亨	長岡 IT 事業協同組合 理事長	
鈴木 金次	越後ながおか農業協同組合 経営管理委員会会長	
○鈴木 重彦	長岡市緑地協会 理事長	
太刀川 裕子	新潟県宅地建物取引業協会長岡支部会員	
三上 規子	寺泊観光協会	
今井 進太郎	ながおか・若者・しごと機構 元理事	
柳 典子	南魚沼地域振興局健康福祉環境部 前 環境センター長	

《オブザーバー》

氏名	所属団体等	備考
大花 博重 (高橋 忠栄)	新潟県土木部都市局 都市政策課長	2020.4.1～ (2019.5.24～2020.3.31)

- ※ ◎は委員長、○は職務代理者
- ※ 団体名、役職名は委嘱時点のもの
- ※ () 内は途中退任者

4 策定経過

(1) 策定委員会の開催

開催日等	検討内容
第1回 (R1.5.24)	(1) 都市計画マスタープランの概要 (2) 現行計画の評価 (3) 長岡市の現状と課題 (4) 今後のまちづくりの方向性
第2回 (R1.8.29)	(1) 将来都市構造について (2) これからの土地利用方針について ・住居系土地利用 ・商業・業務系土地利用 ・工業・流通系土地利用 ・農地
第3回 (R1.11.25)	(1) 分野別基本方針について ・道路・交通体系の方針 ・公園・みどりの方針 ・住生活の方針 ・河川及び供給処理施設等の整備方針 (2) テーマ別基本方針について ・テーマ別基本方針の項目整理
第4回 (R2.1.30)	(1) 分野別基本方針について ・第3回策定委員会における意見・提案への対応 (2) テーマ別基本方針について ・(視点3) 既存ストックを活かした多様な連携の促進 ・(視点4) 災害に強い都市づくりの推進
第5回 (R2.2.21)	(1) テーマ別基本方針について ① 第4回策定委員会における意見・提案への対応 ② (視点1) 都市機能集積を活かした、イノベーションまちづくりの推進 ③ (視点2) 人口・世帯数減少を見据えた市街地・農村集落のマネジメントの推進
第6回※ (R2.6.22、 7.31)	第1章「序章」 第2章「全体構想」の一部 【※新型コロナウイルス感染抑制のため書面開催】
第7回 (R2.8.7)	(1) 全体構想について(第1章～第2章) (2) 地域別構想検討のための各地域の現状とまちづくりの方向性について(第3章)
第8回 (R2.10.15)	(1) 都市計画マスタープラン(素案)について(地域別構想を除く) (2) 地域別構想の構成と進捗状況について
第9回 (R2.11.17)	(1) 都市計画マスタープラン(素案)について(地域別構想)
第10回 (R3.2.22)	(1) 都市計画マスタープランについて(答申案)

(2) 市議会との協議

開催日等	検討内容
議員協議会 (R2.12.4)	(1) 都市計画マスタープラン(骨子案)について

5 用語解説

あ行

IoT	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称のこと。
空き家バンク	空き家等の賃貸又は売却を希望する所有者から情報提供を受け、空き家バンクに登録した物件を、ホームページ、パンフレット等を通して利用希望登録者に紹介する制度。長岡市でも空き家の有効活用を促進するため、2010年3月から「長岡市空き家バンク制度」を実施している。
アセットマネジメント	将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための長期的視野に立った計画的な資産管理のこと。
イノベーション	技術革新のこと。長岡市では、変化の波を的確にとらえ、従前にとらわれず市民生活の向上と産業の活性化を実現する「長岡版イノベーション」を推進している。
インフラ	道路・公園・上下水道・河川などの公共施設。
インフラツーリズム	ダム、橋、港、歴史的な施設等、インフラ施設を観光すること。
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。
SDGs（持続可能な開発目標）	2015年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール（目標）・169のターゲットから構成される。

か行

開発許可制度	民間の宅地開発を都市計画（市街化区域及び市街化調整区域の区域区分）に沿うように誘導することで、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を図ることを目的とした制度。
買物弱者	自動車の運転ができず、徒歩や公共交通での買い物が困難な高齢者。例えば、農林水産省では、過去の研究事例等から、店舗（生鮮食料品小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー及びコンビニエンスストア）まで直線距離が550m以上で、かつ65歳以上で自動車を利用できない人を「買物弱者」として定義。
環境基本計画	良好な環境を保全・創造し、将来世代に引き継ぐための環境行政の基本的な考え方を示すもの。

強靱化	強くてしなやかという意味。強靱な国土、経済社会システムとは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
グリーン・ツーリズム	農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。
広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
広域都市計画マスタープラン	都市計画法第6条の2の規定に基づき、県が広域の見地から、区域区分をはじめ、広域的で根幹となる都市計画の基本方針を定めるもの。新潟県では、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域マスタープラン」で構成される。
公営住宅	公営住宅とは、公営住宅法に基づき、国の補助等により、地方公共団体が建設し、低所得者向けに割安な賃料設定で提供される賃貸住宅のこと。
郊外居住区域	長岡市立地適正化計画で定める、公共交通だけでなく、自家用車も使用しながら、郊外のゆとりある良好な居住環境を維持していく区域のこと。都市再生特別措置法の位置付けはない。
耕作放棄地	5年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」のこと。
洪水浸水想定区域	河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
豪雪地帯・特別豪雪地帯	積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が政令で定める基準等に基づき指定する区域。
交流人口	その地域を訪れる人々のこと。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、など、特に内容を問わないのが一般的である。
克雷住宅	落雪・融雪屋根などの機能を備えた雪下ろしの負担が少ない住宅。

国土利用計画	総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的として、国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、目標を達成するために必要な措置の概要を定める計画。全国の区域について定める計画（全国計画）、都道府県の区域について定める計画（都道府県計画）、市町村の区域について定める計画（市町村計画）がある。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス、または、市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送により運行するもの。

さ行	
再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るもの。
サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
市街化区域	都市計画法第7条で定められた「区域区分」のうち、既に市街地を形成している区域、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法第7条で定められた「区域区分」のうち、無秩序な市街化の拡大を抑制し、農林漁業に必要な用地の確保、都市に必要な自然環境を保全する区域。
信濃川水系緊急治水対策プロジェクト	令和元年台風第19号において甚大な被害が発生したことから、信濃川水系における今後の治水対策を関係機関が連携して取り組むプロジェクト。概ね5年間で「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、取組みを実施する。
商圈	商業施設に来店する消費者を呼び込む、地理的な居住範囲。商圈は、その地域に住む人々の生活行動に加え、店舗の業態や売り場面積、駐車場規模、さらには店舗周辺の道路事情や競合店の状況などにより形成される。
人口集中地区（DID地区）	1km ² あたり4,000人以上（40人/ha）の基本単位区が連続しており（密度基準）、かつ隣接する基本単位区との合計人数が5,000人以上（規模基準）である地区。

スポンジ化	都市のスポンジ化。都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象。
スマートインターチェンジ	国土交通大臣から高速道路への連結を許可された、ETC 機器搭載車両のみが利用可能なインターチェンジのこと。
スマートウェルネスシティ	自律的に「歩く」を基本とする「健幸」なまち。健康づくりの無関心層を含む住民の行動変容を促し、高齢化・人口減少が進行しても持続可能な先進予防型社会を創り、地域活力の沈下を防ぎ、もって、地域活性化に貢献することが期待されている。
スマートシティ	都市の抱える課題に対して ICT 等の新しい技術を活用しながら、計画、整備、管理・運営等の最適化を図ろうとするまちづくり。
生活圏	地域に暮らす人々が生活機能を共有し、生活の土台としている圏域。共通のアイデンティティを有し、地域の資源や特色を活かした将来の姿を共有すべき圏域。
生活道路	主として、地域住民が日常生活に利用する道路で、車よりも自転車や歩行者の通行が多い道路のこと。
総合計画	市政運営における総合的な指針となる計画。現在の長岡市総合計画は、2016 年度から 2025 年度までの 10 年間を計画期間とする。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。
Society 5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のことで、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

た行

多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するための交付金。農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成される。
田んぼダム	水田が持っている洪水緩和機能を人為的に高め、大雨が降った時に雨水を水田に一時的に貯留し、水田からのピーク流出量を抑制するもの。
小さな拠点	小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設や機能、地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。

地区計画	地区レベルでのきめ細かなまちづくりを実現するため、都市計画法に基づき定める計画。建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備、または開発及び保全するための都市計画。
地区公園	公園を中心に半径1km以内に住んでいる人が主に利用する公園で、4ha(ヘクタール)の面積を目安に配置する。
中山間地域	農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域。
中山間地域等直接支払制度	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理するための取り決め(協定)を締結して農業生産活動等を行う場合に交付金を交付する制度。
中枢中核都市	経済活動や住民生活などで、活力ある地域社会を維持するための拠点となる都市。東京、神奈川、千葉、埼玉の4都県内や、市外への通勤者が多く昼間人口が少ないベッドタウンなどを除き、政令指定都市や県庁所在市、中核市などから選ばれている。
長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備に講じられた優良な住宅のこと。長期優良住宅の建築及び維持保全の計画を作成して所管行政庁に申請することで、基準に適合する場合には認定を受けることができる。
超高齢社会	65歳以上の人口の割合が全人口の21%以上を占めている社会。
津波災害警戒区域	津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして県が指定した区域
低密度化	都市の低密度化。人口減少に伴い都市全体の人口密度や土地利用密度が低下する現象。
低未利用地	居住、業務その他の用途に使用されておらず、又は利用の程度がその周辺の地域における同一の用途と比較すると著しく劣っている状態の土地。
低未利用土地権利設定等促進計画制度	立地適正化計画の誘導区域を対象に、低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成することができる制度。
デマンドタクシー	利用者の自宅と指定された目的地の間を、ドアツードアで運行する予約制の乗合タクシーのこと。
特別用途地区	都市計画法第8条第1項第2号に規定されている「地域地区」の一つで、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的を実現するため当該用途地域の指定を補完して定める地区。
都市機能誘導区域	都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。

都市計画道路	都市計画決定された道路のこと。事業化されていないものも含み、完成後は道路法上の道路として管理される。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることによって、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に、1968年（昭和43年）に制定された法律。
都市再生特別措置法	2002年に制定された都市再生を図るための措置を定めた法律。都市再生緊急整備地域の指定や民間都市再生事業計画の認定・支援、都市計画の特例などが定められる。
都市農業振興基本計画	都市農業振興基本法の規定に基づき、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。
都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ、良好な都市環境の形成に資することを目的とした法律。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
都市緑地法	都市における緑地の保全や緑化の推進に関し必要なことを定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活を確保することを目的とした法律。
都心地区	JR長岡駅周辺の中心市街地から千秋が原・古正寺地区にかけての市街地の通称（長岡市総合計画の位置づけ）。長岡市内の商業・業務・福祉・医療など高度な都市機能が集積している地区。
土地区画整理事業	不整形な土地を交換又は分合することにより、街区や区画を整理すると同時に、道路、公園、上下水道などの公共施設を整備する開発手法の一つ。

な行

NaDeC BASE	<p>「市内4大学1高専の特色、専門性と企業家の技術、自由な発想を融合し、新産業の創出と次代に対応する人材を育成する」ことを目的に、市内の大学・高専と企業がコラボする拠点。</p> <p>NaDeCは、長岡（Nagaoka）の中心市街地を核として、4大学1高専の位置を線で結ぶと三角すい（Delta Cone）の形となることから、その頭文字を取ったもの。</p>
------------	---

NAZE	2005年4月に長岡地域のモノづくり産業の活性化を目的に、産業界が主体となって設立された組織。地域内製造業を中心に、大学などの高等教育機関、金融機関等により構成。
新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例	2007年12月に制定された、にぎわいのあるまちづくりの推進に向けて、大規模集客施設の適正立地や一定規模以上の集客施設への地域貢献を促す条例。
二地域居住	都市部と農山漁村などの地方部に、同時に2つの生活拠点を持つこと。
農業経営基盤強化基本法	意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための「安心して農地を貸せる仕組み」、「効率的かつ安定的な農業経営を育成するための仕組み」などの措置を総合的に講ずるために整備された法律。
農業振興地域	今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域。国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が指定する。
農業振興地域整備計画	優良な農地を保全及び形成するとともに、農業振興のための各種施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。
ノーマイカーデー	公共交通の利用を促進するとともに、地球温暖化の防止並びに日常生活における健康増進などを図るため、通勤や外出の際に、自家用車の使用を控え、公共交通機関や徒歩、自転車などの利用を促進する日。

は行

パーク PFI	民間事業者が都市公園内に飲食店・売店等を設置し、併せて当該施設から生じる収益を活用して、公園施設の整備・改修等を行うこと。
パークアンドライド	自宅から自家用車で最寄りの駅又はバス停まで行き、車を乗り換え、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうこと。
バリアフリー	高齢者や障害者等の日常生活行動の制約をできる限り排除するための、身体機能の低下や障害等に配慮した設計・仕様のこと。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等がある。
BCP（事業継続計画）	企業が自然災害、大火災などの緊急事態に遭遇した際に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

PPP/PFI	PPP とは行政 (Public) が行う各種行政サービスを、行政と民間 (Private) が連携 (Partnership) し民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的な使用、行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念のこと。PFI とは、Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。
非線引き区域	市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域のこと。用途地域が定められている部分を「非線引き用途地域」、用途地域が定められていない部分を「非線引き白地地域」と呼ぶ。
ビッグデータ	事業に役立つ知見を導出するためのデータであり、典型的なデータベースソフトウェアを把握、蓄積、運用し、分析できる能力を超えたサイズのデータ。
歩行者利便増進道路	歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図るとともに、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路。歩行者利便増進道路に指定されると、歩道等の中に歩行者の滞留・賑わい空間の整備が可能となり、カフェやベンチの設置など、占用制度が緩和される。

ま行

MaaS	ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否かや、その運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念。
マイ・タイムライン	自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめるもの。
まちなか居住区域	長岡市立地適正化計画で定める、利便性の良い公共交通があり、都市拠点と連続していることで、歩いて暮らせる居住環境を維持していく区域。都市再生特別措置法第81条第2項第2号の居住誘導区域に相当する。
まちの駅	地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する施設。
道の駅	道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域住民のための「情報発信機能」、「道の駅」をきっかけに活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設。
モビリティマネジメント	1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

や行

UIJターン	<p>都市部の居住者が地方へ移住する行動パターン（Uターン、Iターン、Jターン）の総称。</p> <p>Uターン：大都市で生活している地方出身者が、出身地の地方に移住すること。</p> <p>Iターン：大都市に住んでいた人が、出身地とは異なる地方に移住すること。</p> <p>Jターン：大都市で生活している地方出身者が、出身地とは異なる地方へ移住すること。</p>
遊休地	住宅や農地、駐車場などを始めとした用途で使われておらず、有効活用されていないような土地のこと。
YUBO	有償ボランティアの略。山古志エリアで、除雪の有償ボランティアを派遣するための取組み。
ユニバーサルデザイン	すべての人のためにデザインすること。年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるように、製品、建物、空間をデザインすること。
用途地域	住宅地、商業地、工業地などが適正に配置された、合理的な土地利用を図るために定める都市計画のひとつ。都市計画法に基づく用途地域は、住居系が8種類、商業系が2種類、工業系が3種類、計13種類で区分されている。用途地域が指定されることにより、具体的な建築制限がかかることとなり、都市計画ではこの仕組みを通じて、建築する場合の建物用途の混在を防止し、良好な市街地の形成を図る。

ら行

ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
ライフライン	電気、ガス、上・下水道、電話など、日常生活に欠かせない基盤となる施設。
ラダー型広域幹線道路網	長岡市の中央部を流れる信濃川を軸として、道路が「はしご（＝ラダー）状」に配置されていること。
ランドスケープ遺産	ランドスケープとは、人間と土地・自然との関わり方が眼に見える形で示されている全体的な姿を指し、ランドスケープ遺産とは、地域らしさの維持や形成に深くかかわる個性豊かなランドスケープなど、将来に向けて継承したいものを指す。
ランドバンク	空き地や空き家の管理・流通・再生を担う組織。

ランドマーク	都市景観において、その地域の目印や象徴となる対象物のこと。
リーマンショック	2008年9月、米証券大手リーマン・ブラザーズが連邦破産法11条（日本の民事再生法に相当）適用を申請したことに端を発した世界的な金融危機。
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を、行政、専門家、企業、市民などの関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図ること。
リダンダンシー	「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、都市計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段を用意したりすること。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、集約型のまちづくりを目指す、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる計画。
リノベーション	既存の建物を活かして、新たな機能・価値を生み出すこと。広い意味では、これからそこを使う人の使い方に合わせて、うまく使える姿に創り変えること。
リモートワーク	ICT（情報通信技術）などを利用して、自宅など、職場以外の所で業務を行うこと。
ロードサイド	幹線道路など交通量の多い道に面していること。



長岡市都市計画マスタープラン

令和3年3月

発行 長岡市都市整備部都市政策課

住所 〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

TEL 0258-35-1122 (代表)

0258-39-2225 (直通)

FAX 0258-39-2270

E-mail toshisei@city.nagaoka.lg.jp